



2023年11月22日

各位

会社名 株式会社スマートドライブ
 代表者名 代表取締役社長 北川 烈
 (コード番号：5137 東証グロース市場)
 問合せ先 取締役 管理部門担当 高橋 幹太
 (TEL 03-6712-3975)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年12月22日に開催予定の当社第10期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 変更の理由

当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

その他、上記各変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

本議案における定款変更については、本総会の集結の時をもって効力が発生するものとします。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2023年12月22日(金)

定款変更の効力発生予定日 2023年12月22日(金)

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(3) 会計監査人
(4) 会計監査人	
第5条～第18条 (条文省略)	第5条～第18条 (現行どおり)
第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は <u>10名</u> 以内とする。	第19条 (取締役の員数) 当社の <u>監査等委員でない取締役は 15名以内とし、監査等委員である取締役は 5名以内</u> とする。

第 20 条（取締役の選任）

（新設）

1. 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2. （条文省略）

第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（新設）

（新設）

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により社長 1 名を選定する。

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、社長が招集し、議長となる。但し、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 20 条（取締役の選任）

1. 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. （現行どおり）

第 21 条（取締役の任期）

1. 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、その決議により、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議により、監査等委員でない取締役の中から社長 1 名を選定する。

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）

1. 取締役会は、社長が招集し、議長となる。但し、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催する

第 24 条（取締役会の決議）

1. (条文省略)
2. 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 25 条（条文省略）

(新設)

第 26 条（取締役の報酬）

1. (条文省略)
2. (新設)

第 27 条～第 28 条（条文省略）

(新設)

(新設)

ことができる。

第 24 条（取締役会の決議）

1. (現行どおり)
2. 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条（現行どおり）

第 26 条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 27 条（取締役の報酬等）

1. (現行どおり)
2. 会社法第 361 条第 1 項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

第 28 条～第 29 条（現行どおり）

第 5 章 監査等委員会

第 30 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議により、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第 31 条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(新設)

第 32 条 (監査等委員会の決議方法)

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(新設)

第 33 条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 29 条 (監査役の数)

当社の監査役は 5 名以内とする。

(削除)

第 30 条 (選任方法)

当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(削除)

第 31 条 (監査役の任期)

1. 監査役の任期はその選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。

(削除)

第 32 条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(削除)

第 33 条 (監査役会の招集通知)

1. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役の全員の同意があるときは、監査役会は、招集の手続を経ないで開催することができる

(削除)

<p><u>第 34 条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款の ほか、監査役会において定める監査役会規程 による。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>
<p><u>第 35 条（監査役の報酬）</u> <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価 として当会社から受ける財産上の利益は、株 主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>
<p><u>第 36 条（監査役の責任限定）</u> 1. <u>当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項 の規定により、任務を怠ったことによる監査 役（監査 役であった者を含む。）の損害 賠償責任を、法令の限度において、取締役会 の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の 規定により、監査役との間に、任務を怠った ことによる損害賠償責任を限定する契約を締 結することができる。但し、当該契約に基づ く責任の限度額は、法令が規定する最低責任 限度額とする。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p>
<p><u>第 37 条～第 39 条（条文省略）</u></p>	<p><u>第 34 条～第 36 条（現行どおり）</u></p>
<p><u>第 40 条（会計監査人の報酬等）</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役 会の同意を得て定める。</u></p>	<p><u>第 37 条（会計監査人の報酬等）</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等 委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p><u>第 41 条～第 45 条（条文省略）</u></p>	<p><u>第 38 条～第 42 条（現行どおり）</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第 43 条（監査等委員会設置会社移行前の監 査役の責任免除等の経過措置）</u> <u>2023 年 12 月開催の第 10 回定時株主総会の 終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関す る監査役（監査役であった者を含む。）の責 任の免除及び監査役との締結済みの責任限定 契約については、なお同定時株主総会の終結 に伴う変更前の定款第 36 条の定めるところ による。</u></p>

以 上